

(別 紙)

諮詢番号：平成30年（処分）諮詢第3号

答申番号：平成30年答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人A及びB（以下「審査請求人ら」という。）が提起した処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による審査請求人らに対する平成30年度のこども医療費助成の受給資格を認定しないこととする処分に対する平成30年8月2日受付審査請求をいずれも棄却することが適当であるという審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は、妥当である。

第2 事実の経過

- 1 医療費の助成を受けようとする者は、西宮市医療費助成条例（昭和46年西宮市条例第23号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定により処分庁に申請し、受給資格の認定を受けなければならないところ、処分庁は、西宮市医療費助成条例施行規則（昭和46年西宮市規則第56号。以下「規則」という。）第8条第2項において準用する規則第3条第4項の規定により、審査請求人らからそれぞれ規則第2条第1項の申請があったものとみなして、審査請求人らの平成30年度のこども医療費助成の受給資格を審査した。
- 2 審査請求人らは、いずれも条例第2条第1項第5号に該当する者であった。
- 3 条例第2条第2項第2号の規定により、審査請求人らの親権者の平成30年度市町村民税所得割の額が235,000円以上である場合は、審査請求人らはこども医療費助成の受給資格を有しないところ、審査請求人らの親権者であるCの平成30年度市町村民税所得割の額は、○○○○円であった。
- 4 平成30年6月20日、処分庁は、審査請求人らに対し、それぞれこども医療費助成の受給資格を認定しないこととする処分（以下「本件各処分」という。）を行い、審査請求人らに通知した。
- 5 平成30年7月30日、審査請求人らは、処分庁に対し、審査請求人らの親権者であるCにより本件各処分をいずれも取り消し、こども医療費助成の受給資格の認定を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をし、同年8月2日、審査庁は、本件審査請求を受け付けた。

第3 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人らの主張

審査請求人らは、概ね次のとおり主張し、本件各処分の取消しを求めている。

- (1) 平成30年度市町村民税所得額の算定額の合計が〇〇〇〇円であり、平成30年度福祉医療費助成制度の受給資格が不認定となったが、これは勤務先転勤による手当（家賃補助・別居手当、帰省旅費、合計〇〇〇〇円）が給与所得となったためである。市町村民税所得額のみで算定するという方法では判定材料としては不十分であり、手当相当を減額して算定すべきであると考える。
- (2) そもそも西宮市で条例制定当時に、昨今の企業の転勤者に対する補助として転任別居手当、帰省旅費等を給与所得に加算して支払うという考え方が出てきた状況を鑑みて制定したのかは甚だ疑問である。
- (3) 規則は、現在から47年前と約半世紀前の制定であり、時代とともに、企業の転勤者に対する考え方、税制についても変化している中で、現代の社会情勢を反映した制度とは言い難いと考える。
- (4) よって、本件各処分をいずれも取り消し、審査請求人らのこども医療費助成の受給資格の認定を求める。

2 審査庁の主張

審査庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却することが適当であるとしている。

- (1) こども医療費助成制度について親権者等の所得に応じて受給資格を認定することは十分に合理的であって、条例の目的に反するものとはいはず、また、受給資格の認定についていかなる基準を設けるかについては、立法機関の裁量の範囲に属する事項であり、条例において、市町村民税所得割の額を受給資格の認定の基準として用いることは、事務処理上の便宜にかない合理的であり、受給資格の認定の基準に市町村民税所得割の額を用いることとされている条例の規定自体が違法又は不当であるとはいえない。
- (2) こども医療費助成制度の受給資格の認定にあたっては、市町村民税所得割の額により判断することとなっており、審査請求人らの主張するような、転勤を理由として支給された手当相当額を減額して市町村民税所得割の額を算定するとの規定は、条例上存在せず、また、上記手当の支給のような事情を個別に考慮することとなると、受給資格の認定に係る事務の迅速性及び効率性を阻害することとなるから、上記手当相当額を減額しないことは、何ら不合理ではなく、転勤を理由として支給された手当相当額を減額しないで行われた本件各処分は、違法又は不当とはいえない。
- (3) 本件各処分には、他に違法又は不当な点は認められない。
- (4) よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却することが適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見の結論

本件審査請求にはいずれも理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、いずれも棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件各処分の違法性又は不当性について

ア 受給資格の認定の基準に市町村民税所得割の額を用いることとされている条例の規定自体が違法又は不当であるか

審査請求人らは、第3の1(2)及び(3)記載のように主張し、こども医療費助成制度における受給資格の認定の基準そのものについての不服を述べるので、まず、受給資格の認定の基準に市町村民税所得割の額を用いることとされている条例の規定自体が違法又は不当であるかについて検討する。

こども医療費助成制度は、これについて規定する法律はなく、条例により創設された制度であって、条例第1条の規定からすれば、市民福祉の増進を目的とする社会保障的制度であるといえる。

そして、その制度趣旨に照らせば、こども医療費助成制度について親権者等の所得に応じて受給資格を認定することは十分に合理的であって、条例の目的に反するものとはいはず、また、受給資格の認定についていかなる基準を設けるかについては、立法機関の裁量の範囲に属する事項であり、条例第2条第2項第2号においては、市町村民税所得割の額を基準として用いることとされている。

税額（本件においては市町村民税所得割の額）は、各人の経済状況が適切に反映された指標として客觀性及び信頼性が高く、毎年度大量に受給資格の認定の判断を行うこども医療費助成制度においては、市町村民税所得割の額を受給資格の認定の基準として用いることは、事務処理上の便宜にかない合理的であるといえる。

なお、審査請求人らは、条例が昨今の転勤者に支給される手当等を鑑みて制定されているわけではないこと、条例及び規則が制定から長期間経過しており現在の社会情勢を反映していないことが問題であるとの趣旨の主張をするが、既に述べたとおり、条例において受給資格の認定についていかなる基準を設けるかは立法機関の裁量の範囲に属する事項であること、条例及び規則はその制定以後何度も改正が行われている事実が認められることから、審査請求人らの上記主張には理由がない。

よって、受給資格の認定の基準に市町村民税所得割の額を用いることとされている条例の規定自体が違法又は不当であるとはいえない。

イ 転勤を理由として支給された手当相当額を減額せずに行われた本件各処分が

違法又は不当となるか

次に、審査請求人らは、第3の1（1）記載のとおり主張するので、転勤を理由として支給された手当相当額を減額せずに行われた本件各処分が違法又は不当となるかについて検討する。

審査請求人らの主張するとおり、転勤に伴う単身赴任を原因とする手当は、一般的に単身赴任による二重生活に伴う負担の軽減のために支給され、純粹に可処分所得の上昇に繋がらないものであると考えられるため、審査請求人らの主張は、審査請求人らの事情として一定理解できるものではある。

しかし、こども医療費助成制度の受給資格の認定にあたっては、アで述べたとおり、条例第2条第2項第2号において、市町村民税所得割の額により判断することとなっており、審査請求人らの主張するような、転勤を理由として支給された手当相当額を減額して市町村民税所得割の額を算定するとの規定は、条例上存在しない。

また、上記手当の支給のような事情を個別に考慮することとなると、受給資格の認定に係る事務の迅速性及び効率性を阻害することとなるから、上記手当相当額を減額しないことは、何ら不合理ではない。

よって、転勤を理由として支給された手当相当額を減額しないで行われた本件各処分は、違法又は不当とはいえない。

ウ まとめ

以上のようなことから、本件各処分は、違法又は不当とはいえない。

（2）上記以外の違法性又は不当性等についての検討

本件各処分には、他に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件各処分の違法性又は不当性について

（1）受給資格の認定の基準に市町村民税所得割の額を用いることとされている条例の規定自体が違法又は不当であるかについて

審査請求人らは、条例が、昨今の転勤者に対して転任に係る手当等が給与所得に加算されて支払われるという状況を鑑みて条例が制定されているか疑義があり、また、規則の制定が約半世紀前であり、企業の転勤者に対する考え方及び税制の変化等現代の社会情勢を反映した制度とは言い難い旨主張し、こども医療費助成制度における受給資格の認定の基準そのものについての不服を述べていると認められる。

この点について検討すると、こども医療費助成制度は、これについて規定する法律ではなく、条例により創設された制度であって、市民福祉の増進を目的とする社会保障的制度であり、その制度趣旨に照らせば、こども医療費助成制度につい

て親権者等の所得に応じて受給資格を認定することは十分に合理的であって、条例の目的に反するものとはいえない。また、受給資格の認定についていかなる基準を設けるかについては、立法機関の裁量の範囲に属する事項であり、毎年度大量に受給資格の認定の判断を行うことでも医療費助成制度において、条例上、各人の経済状況が適切に反映された指標として客観性及び信頼性が高い市町村民税所得割の額を、受給資格の認定の基準として用いることは、事務処理上の便宜にかない合理的であるといえる。

また、審査請求人らは、条例が昨今の転勤者に支給される手当等を鑑みて制定されているわけではないこと、条例及び規則が制定から長期間経過しており現在の社会情勢を反映していないことが問題であるとの趣旨の主張をするが、既に述べたとおり、条例において受給資格の認定についていかなる基準を設けるかは立法機関の裁量の範囲に属する事項であること、条例及び規則はその制定以後何度も改正が行われている事実が認められることから、審査請求人らの上記主張には理由がないと認められる。

よって、審理員意見書のとおり、受給資格の認定の基準に市町村民税所得割の額を用いることとされている条例の規定自体が違法又は不当であるとはいえない。

(2) 転勤を理由として支給された手当相当額を減額せずに行われた本件各処分が違法又は不当となるかについて

審査請求人らは、本件処分における受給資格の認定について、市町村民税所得額のみで算定するという方法では判定材料としては不十分であり、給与所得となった勤務先転勤による手当（家賃補助・別居手当、帰省旅費）相当を減額して算定すべきであると主張する。

転勤を理由として支給された手当相当額を減額せずに行われた本件各処分が違法又は不当となるかについて検討すると、転勤に伴う単身赴任を原因とする手当は、一般的に単身赴任による二重生活に伴う負担の軽減のために支給され、純粋に可処分所得の上昇に繋がらないものであると考えられるため、審査請求人らの主張は、審査請求人らの事情として一定理解できるものではあるものの、こども医療費助成制度の受給資格の認定にあたっては、条例の規定上、市町村民税所得割の額により判断することとなっており、審査請求人らの主張するような、転勤を理由として支給された手当相当額を減額して市町村民税所得割の額を算定するとの規定は、条例上存在せず、条例の文言がないのに、審査請求人らのみについて、転勤を理由として支給された手当相当額を減額して市町村民税所得割の額を算定しなければならない特段の事情も見出し難いことから、上記手当相当額を減額しないことは、何ら不合理ではないと認められる。

よって、審理員意見書のとおり、転勤を理由として支給された手当相当額を減額しないで行われた本件各処分は、違法又は不当とはいえないと認められる。

- 2 上記以外の違法性又は不当性等についての検討
本件各処分には、他に違法又は不当な点は認められない。
- 3 まとめ
よって、本件各処分に何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求をいずれも棄却することが適当であるという審査庁の意見は妥当であると判断する。

第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
平成30年10月25日	—	諮詢書を受理
平成30年12月3日	第20回審査会	諮詢内容の検討及び答申に向けての協議
平成31年1月11日	第21回審査会	諮詢内容の検討及び答申案の審議
平成31年2月8日	—	答 申

西宮市行政不服審査会

会長 藤本久俊

委員 近藤剛史

委員 前田雅子